

### 池井國松氏の死亡退職金について

昭和47年2月7日(月)、元本院汽缶場勤務、火災  
故池井國松氏の未亡人ミネさんが、県会議員内田保信氏  
に付添われて事務部長を訪問し、國松氏の死亡退職金  
を支給してもらえないから調査してほしい旨、申し出があった  
ので調査した。

### 1. 調査の結果

退職手当金の計算事務は完全に行われたと判断され  
る書類が存在しているが、支出事務については、書類と  
処分しているもので、確認は不可能である。

(注) 会計関係書類の保存年限は旧規程で10年、新規程で5年~15年。

### 2. 判断

現存する書類および当時の関係者の記憶を綜合  
すると、支給されたことは確定と判断される。

### 3. 判断の根拠

(1) ①生存者と死亡者の確認が行なわれ、池井氏の死亡が  
確認され、②履歴事項も一応整備された。

(2) ③死亡退職金の額も決定され、④学長、院長、